

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市規則第13号

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和62年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）の表7級の項第2号中「計画推進室長」の後ろに「，公共施設マネジメント室長」を加える。

別表第8（2）の表中

「	42	「	41	「	54
	43		42		54
	44		42		55
	45		43		55
	45		43		56
	46		44		56
	46		44		57
	47		45		57
	47		46		57
	48		47		58
」		」		に，	58
					58
					59
					59
					59
					60
				」	」

を

53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59

に改める。

別表第8の2(2)の表中

89
90
91
92
94
96
98

を

90
92
94
96
97
98
99

に、

106		107	
108		110	
110		113	
112	を	116	に改める。
115		118	
118		120	
121		122	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。